## 全国小規模保育協議会 保険でよくあるお問い合わせ

分類	<b>ご質問</b>	回答
加入要件	①小規模認可園と企業主導型の両方を運営している法人は両方とも保険に加入できますでしょうか? ②企業主導型のみを運営する法人(なかま法人会員)は保険に加入できますでしょうか?	
申込	複数園を運営しています。「加入依頼書」は園ごとだと思うのですが、法人名申込みとなっています。園ごと表記はどのようにしたらよろしいでしょうか。	「加入依頼書」は、法人ごとです。 別紙「施設明細書」に保育園ごとの情報をご記入いただきます。 ご案内文書をご確認ください。
申込	パンフレットは、園数分届くのでしょうか?それとも法人にひとつでしょうか?	パンフレットは、法人様1部の発送となります。複数園分必要な場合は、ご依頼いただければ、 郵送またはデータにて提供させていただきます。
申込	傷害保険料算出方法で、一時預かりは人数加算と聞いたように思います。この場合は累計人数をいれるのでしょうか?	傷害保険の保険料算出基礎は、年間平均在籍人数です。平均在籍人数でご申告ください。
申込	一時預かり定員を含めた人数を定員として申請すればいいでしょうか?本園は2人の定員なのですが、それで一時預かり3人がいたときの15人がカバーされるという意味でしょうか?	12名で申告ください。15名分の保障をさせて頂きます。
申込	本園は一時預かりを定員3名/日で実施していますが、一時預かりの児童の分は加入可能ですか?	月極め定員で加入いただきます。一時預かり分も含まれます。
申込	オンライン申込みはできますでしょうか?	専用システムはありませんがメール申し込みが可能です。 【全国小規模保育協議会専用 保険代理店問い合わせ・申込メールアドレス】 syokibo-hoiku★n-c-i.co.jp ※★を@に変換してお送りください ※宛先は保険代理店株式会社エヌシーアイ宛です。 (協議会宛ではありませんのでご注意くださいませ。)

保険内容	園の行事、あるいは保護者が園にいるときに何らかの被害があった場合にも、適用されますか?	賠償責任保険は、保育園の管理下中の事故で、法律上の賠償責任が生じた場合に対応致します。 傷害保険は、保育園の管理下中または、通園途上でおケガをし、入通院した場合に保険金請求ができます。 園の行事は、賠償も傷害も対応。保護者様にお子様引き渡したあとは、傷害保険のみ対応です。
保険内容	賠償責任においてお散歩中に何かを壊してしまったとかも対象になりますか?	対象になります。先生の管理下中の時間は対象です。
保険内容	使用不能損害についてですが、保育園の過失で保育園を利用できなくなった場合の保護者の休業補償的な 賠償に活用できますか?	できません。あくまでも第3者への賠償が対象です。
保険内容	オプションについてですが、今回の基本補償内容については、医療行為についての保証は対象外という前提で、オプションに加入すると保育園提供する医療行為全般に保証が適用されるという認識ですか?	医療行為全般が対象。医療行為は国家資格なので在籍する看護師さんが個人で賠償に入って いる可能性もあるので要確認となります。
保険内容	カバー範囲に関する質問です。保育所外での補償範囲の例外事例として、「宿泊時を除く」と記載がありました。 宿泊行事がある場合、その部分のみをカバーする保険を別途用意せねばならないと思いますが、オプションに たは他種類保険はありますでしょうか。	別途、「国内旅行傷害保険」に加入が必要となります。
保険内容	賠償責任保険について、身体障害には死亡も含まれますか?	含まれます。死亡、ケガについても対象です。
保険内容	1事故あたりの上限はどうなりますか?	各コースの金額が上限です。
保険内容	傷害保険金は日額×通院日数のことで、それを見舞金というのでしょうか?	傷害保険の入通院の日額払いですので、考え方としては、見舞金となります。
保険内容	コロナ感染症には対応しますでしょうか?	2022年9月25日まではコロナ特約がついていれば対象であったが、国の定義が変わり「みなし入院」がなくなり、2022年9月26日以降すべての保険会社で対応できなくなりました。コロナ入院についても対象外となります。